

掛川市告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成24年3月26日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1474	道坂新町線	上張字道坂476-19 掛川字新町113	平成24年3月 日
4569	大池三ノ坪四ノ坪線支線	大池字三ノ坪2631-1 大池字三ノ坪2128-6	平成24年3月 日